

# ひたちなか市議会文教福祉委員会

平成30年9月14日午前9時59分開議

第2委員会室

## 【付議事件】

### 1 議案

議案第88号 ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第89号 ひたちなか市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第94号 土地の取得について

---

### ○出席委員 8名

文教福祉委員会 武藤 猛 委員長  
大内 健寿 副委員長  
清水 健司 委員  
北原 祐二 委員  
鈴木 道生 委員  
山形 由美子 委員  
加藤 恭子 委員  
鈴木 一成 委員

---

### ○欠席委員 0名

---

### ○委員外議員 0名

---

### ○説明のため出席した者

福祉部 高田 晃一 福祉部長  
大川 貴子 技正兼介護保険課長  
出澤 慶蔵 介護保険課長補佐兼係長  
教育委員会 福地 佳子 教育次長  
澤 島 恵一 施設整備課長  
狩野 純一 施設整備課長補佐

---

### ○事務局職員出席者

議会事務局 永 井 四十三 次長  
益 子 太 主幹

# 文 教 福 祉 委 員 会

平成30年9月14日（金）

午前9時59分 開会

○武藤委員長 おはようございます。時間がちょっとまだ早いんですが、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案3件です。

それでは最初に、議案第88号 ひたちなか市指定地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第89号 ひたちなか市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上2件は関連しますので、一括して議題とします。

提出者の説明を願います。高田福祉部長。

○高田福祉部長 おはようございます。

議案第88号 ひたちなか市地域密着型サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてと、議案第89号 ひたちなか市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第88号であります。ひたちなか市指定地域密着型のサービスの事業に関する条例は、国の基準に基づきまして、1日18人以下のデイサービス等の指定地域密着型サービスの事業に関する基本方針などを定めておりますが、平成29年の介護保険法の改正の中で、障害者が65歳になっても使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点から、高齢者や障害者がともに利用できる共生型サービスが新たに位置づけられ、平成30年4月1日から施行されたことに伴う改正でございます。

それでは、資料の3ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第1条の趣旨におきまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関し必要な事項を定めておりますが、先ほど申しました共生型サービスを行う事業者の指定について、新たに介護保険法78条の2の2第1項各号に定められたため、右の下の下線部分になりますが、そこに加え、また、第2条、定義におきまして、右側下線部分、第1項第3号に、共生型地域密着型サービスについて用語の定義を定めるとともに、さらに、第7条の2、指定地域密着型通所介護の基本方針の第2項の下線部分において、その基本方針を共生型地域密着型通所介護の事業について準用するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、共生型サービスの施行は平成30年4月1日となっておりますが、例規整備の経過措置として平成30年度末までの猶予期間が設けられていることから、今回改正を行おうとするものでございます。

また、本条例の第8条、3ページの一番下になりますが、8条の指定認知症対応型通所介護の基本方針の中で認知症の定義を定めておりますが、それを引用いたします介護保険法において、認知症に関する普及・啓発、介護者支援、認知症の人及びその家族の意向の尊重への配慮など、施策の総合的な推進を図るため、認知症の定義が1項立てから3項立てになりましたことから、4ページになりますが、4ページの上の下線部分、第5条の2から第5条の2第1項に引用条項の変更を行

おうとするものでございます。

続きまして、議案第89号 ひたちなか市指定地域密着型介護サービスの事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、資料の3ページの新旧対照表にありますように、この条例におきましても、第5条の指定介護予防認知症対応型通所介護の基本方針の中におきまして認知症の定義を定めていることから、介護保険法による認知症の定義の改正による引用条項の変更に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。加藤委員。

○加藤委員 ご説明ありがとうございました。今のご説明の中にもあったんですけども、認知症の定義が拡大されたということでお話がありましたけれども、もう少し具体的に教えていただきたいと思っております。

○武藤委員長 大川技正兼介護保険課長。

○大川技正兼介護保険課長 介護保険法の中で認知症についての定義なんですけど、これまでは1項立てで、認知症に関する調査研究の推進等ということで定められていたのが、4月1日施行の介護保険法の中では、認知症に関する政策の総合的な推進等ということで3項立てになりました。

具体的に申し上げますと、認知症の理解を深めるための知識の普及や開発、あと2番目に、認知症の人の介護者への支援の推進、3番目としまして、認知症の人及びその家族の意向の尊重への配慮ということで充実が図られております。

○武藤委員長 加藤委員。

○加藤委員 ありがとうございます。そうしますと、今までは認知症の方本人、認知症の病気に対する研究が主だったものが、その周りの方への配慮も含めて、また理解も含めて定義となったということで理解してよろしいですか。

○武藤委員長 大川技正兼介護保険課長。

○大川技正兼介護保険課長 はい。今までは、1項の中にもそういったことで「認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるように努める。」等が入ってはおりましたが、さらにこういったことで3項立てで推進を図るという内容になりました。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。山形委員。

○山形委員 今回、共生型サービスが創設されたということで、介護保険事業所が障害福祉サービスの指定を受けたとか、また、障害福祉サービス事業所が介護保険事業の指定を受けたとか、それはどれぐらいあるんでしょうか。

○武藤委員長 大川技正兼介護保険課長。

○大川技正兼介護保険課長 これまでは、介護保険法と、障害福祉のほうの障害者総合支援法で、それぞれの事業所の指定になっておりまして、相互にという事業所指定はございません。これまでの指定の要件が、介護のほうが若干、人員基準ですとか設備基準ですとか厳しくなっている関係がございますが、今後、国では、地域の共生社会の実現に向けてということで、介護保険とか障害福

祉いずれかで指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅サービスの指定も受けやすくするような、そういう特例というものを設けたということで、高齢者や障害者の方がともに同じ空間の中でサービスの提供が受けられるようにするというものでございます。

○武藤委員長 鈴木道生委員。

○鈴木（道）委員 今回、共生型ということで、これまで、ある程度障害を抱えた方々が年齢が上がったときに、どういうふうにもその利用者の方が不安感なくこういった福祉サービスを利用できるかということが懸案だったと思いますが、本市においては、もちろん市内に障害を抱えた方々がいらっしゃると思いますが、実際に施設利用者もいますので、こういったこれから該当していくであろう方というのはどれぐらいの規模があると予想されますか。

○武藤委員長 大川技正兼介護保険課長。

○大川技正兼介護保険課長 今現在、介護とか障害福祉課にも確認したんですけど、当面この方々が65歳になって利用するであろうという方の具体的な人数は、把握はできておりません。

国も今後、児童の発達支援ですとか放課後等デイサービス、あとは自立訓練、生活介護というところで、こういった障害のサービスを受けていた方が、今までと同じように65歳になっても利用できるよという趣旨で、今後、事業所からのご相談もまだない状況でございますが、あとは、資料によりますと、地域で近くの事業所を利用することで、子どもたちの面倒を見る要介護の高齢者であるとか、子どもたちの声とか笑い声などで刺激を受けて傾眠傾向が緩和される高齢者であるとか、そういったことを期待しているということにはなっております。申しわけございません、具体的な数字は把握できておりません。

○武藤委員長 鈴木道生委員。

○鈴木（道）委員 はい、わかりました。実態として、恐らく介護施設等を利用されている方も年齢が高い方がいらっしゃるかと思います。そういった方々のご家族の方も含めてそうした事例が出る可能性がありますので、ぜひ丁寧に、利用者の方のご家族と、またその施設等のヒアリング等を行っていただければと思います。よろしくお願いします。

○武藤委員長 山形委員。

○山形委員 介護保険制度が始まってから、障害を持っている方々で障害福祉サービスを受けていた人たちが、65歳になれば介護保険制度のほうに移行する、そちらのほうを優先するというふうな制度になったかなと思うんですけども、これまで……これまでというか、65歳以上の人たちが介護保険サービスに移行して、サービスを継続して受けているという人たちは大体何人ぐらいいるのでしょうか。

○武藤委員長 大川技正兼介護保険課長。

○大川技正兼介護保険課長 第2号被保険者40歳から64歳の方は、脳血管疾患でありますとか、糖尿病性腎症でありますとか、14の特定疾病に該当するということがまず前提でございまして、障害のサービスと介護のサービスが異なるサービスがありますので、介護保険優先ではあります、介護の認定を受けると介護のサービスが優先ということですが……

(「65歳以上の人です」と呼ぶ者あり)

○大川技正兼介護保険課長 65歳以上で障害を持っていらっしゃる方。申し訳ございませんが、そのあたりは特には把握はしてございません。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。山形委員。

○山形委員 議案の第88号ですけれども、反対の立場から討論をいたします。

介護保険事業所では、障害福祉サービスの指定を受けやすくする、あと、障害福祉サービスの事業所は、介護保険による訪問・通所介護事業所等、居宅サービスの指定を受けやすくするというところで共生型サービスが創設されました。

障害者が65歳以上になると介護保険制度の利用が優先されることとなりますが、共生型サービスができたことで、その事業所が指定を受ければ、障害者は使いなれた事業所において継続してサービスが利用できるようになります。

しかし、今度の報酬改定などによって、障害福祉事業所が共生型サービスを実施する場合には減収となり、介護保険事業所で共生型サービスを実施すれば増収になる可能性があることが関係機関の調査で明らかになっています。結果として、障害福祉事業所は存続が困難となり、障害者は使いなれた障害福祉事業所での継続した利用ができなくなるということになりかねません。こうした矛盾が起きるのは、政府が65歳以上の障害者は原則介護保険優先という前提を崩していないということになります。

65歳問題は、一つには、要支援1、2の高齢障害者が地域支援事業・総合事業給付対象ではないので、利用料を払わなければならないという問題も生じています。さらには、障害福祉サービスでは非課税世帯が無料だったものが介護サービスでは定率負担を求められ、負担軽減策があっても非常に限定的で、多くの障害者のサービスが後退しています。

共生型サービス設立の目的に65歳問題等の解消を掲げていますが、真の解消は、介護保険優先原則を廃止し、障害者が安心して暮らせるよう、障害福祉制度と介護保険を選択できるようにすることだと考えます。

よって、共生型サービスに関する議案第88号 指定地域密着型サービスの条例の一部を改正する条例制定には反対をいたします。

○武藤委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。最初に、議案第88号を採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○武藤委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第89号を採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第94号 土地の取得についてを議題とします。

提出者の説明を願います。福地教育次長。

○福地教育次長 それでは続きまして、議案第94号 土地の取得についてご説明をさせていただきます。

議案第94号につきましては、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区で進めております小中一貫統合校の建設用地として取得予定の土地のうち、議決案件となります2,000万円以上で5,000平米以上に該当する2件の土地の取得につきまして、議会のご承認をいたごうとするものでございます。

それぞれの土地の面積及び購入予定価格につきましては、(1)の磯崎町字入道5154番の土地が5,180平米で3,393万900円、(2)の同5155番の土地が6,101平米で4,593万3,220円でございます。現況は、どちらも地目は畑でございますが、不動産鑑定を行っている場合、議案には鑑定上の表示を記載しております。種別は宅地見込み地、類型は更地ということになってございます。購入予定価格は、平成29年度に実施をいたしました不動産鑑定等に基づき算定した土地代金と、就業不能による損失補償を合算した金額となっております。

契約の相手方につきましては、議案に記載のとおりでございます。仮契約を、(1)につきましては7月9日に、(2)につきましては6月4日に締結をしております。

なお、(1)につきましては、地権者との用地交渉の過程で代替地のご要望がありましたことから、市、土地所有者、代替地の提供者、この三者で契約を結ぶものでございます。代替地提供者は、代替用地を地権者に提供をいたしまして、市が代替地の価格2,425万320円、これを代替地提供者に支払うとともに、表記の購入予定価格3,393万900円から代替地の金額を差し引きました残額968万580円、これを地権者に支払うという契約でございます。議案の2ページから3ページに位置図のほうを記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。こちらのほうの土地は、学校用地の南東の角地に隣接する2筆でございます。

なお、(1)の地権者の代替地は、表記の土地からさらに南側に1区画挟んで位置する3,708平米の整形の畑地となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○武藤委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内(健)委員。

○大内(健)委員 今回の統合校の土地の、今回議案に出てきたのはその一部だと思うんですが、最終的にその統合校の敷地内のトータルでの購入価格というのは、大体どれくらいになることが予想されますか。

○武藤委員長 狩野施設整備課長補佐。

○狩野施設整備課長補佐 今回の用地取得の全体の価格になりますが、土地の数としましては38画地ございます。金額は、土地代金合計4億2,852万2,031円となります。

○武藤委員長 大内(健)委員。

○大内(健)委員 今回2,000万以上のという契約で議案が出てきましたが、今後その2,000万円以上の契約で議案に出てくる予定というのはあるのでしょうか。

○武藤委員長 澤島施設整備課長。

○澤島施設整備課長 土地の取得に関して議決をいただく件は、この2件だけでございます。

○武藤委員長 大内(健)委員。

○大内(健)委員 全体の土地の購入の進捗状況は、現時点でどのような形になっているのでしょうか。

○武藤委員長 澤島施設整備課長。

○澤島施設整備課長 全体の契約は33契約ございます。その中で、契約及び仮契約、それと契約の準備が進んだものは、29件でございます。残り4件が契約準備に至っていないわけですが、そのうちの1件は用地内に1つあります宅地の方です。この方は、宅地の移転先が決まりまして、ローンを組んで建物を建てたわけなんですけど、この土地と建物に抵当権が設定されていますので、その抵当権を抹消してから契約に至るわけですので、今、その手続中でございます。

もう一人の方は、この宅地の方のお兄さんで、弟さんの契約が順調に進めば私のほうも進めてよいということになっております。

もう一人の方は、相続手続中でして、今年度中に名義変更が完了するというところでございます。

もう一人の方、最後の方はちょっと土地の価格についてご不満がある方なんですけど、その周りのほうが全部契約が進めば、そういったご不満も解消されるのではないかと見ております。

○武藤委員長 大内(健)委員。

○大内(健)委員 順調に今進んでいるという解釈でよろしいのかなと思うんですが、ご苦労も多いと思うんですが、予定どおりの開校ができるような形で、よろしくお願ひしたいと思います。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。清水(健)委員。

○清水(健)委員 関連でご質問をさせていただきます。金額、土地代金の部分について今ご説明をいただいた部分がありますが、不動産鑑定をされて価格が決まっているということだと思ふんですね。それで、損失補償というのがそこに加算されているということなんですけれども、例えば、今回の提出されている2件についての損失補償額、それが幾らぐらいになるのかというのをお聞きしたいのと、やはり不動産鑑定ということなので区画によって多少ばらつきはあると思うんですけど、平均的な単価、平米単価か坪単価、そういったものをもし把握されているのであれば、教えていただきたいと思ふます。

○武藤委員長 澤島施設整備課長。

○澤島施設整備課長 就業不能保障の額につきましては、一律5万3,700円でございます。用

地内の土地の単価ですが、一番低いもので平米当たり5,750円、一番高いもので平米当たり7,520円となっております。

○武藤委員長 ほかに質疑ありますか。北原委員。

○北原委員 先ほど、議決案件とするところはこの2筆のところということでお話をされていましたが、ご不満のある方が、この38のところにも1名いるということなんですけれども、この2筆のところでもそういういろんな懸念点というのはあったのかどうか、ちょっとお聞きたかったんですけれども。

○武藤委員長 澤島施設整備課長。

○澤島施設整備課長 この契約の2件の方については、そういったご不満はありませんでした。

○武藤委員長 北原委員。

○北原委員 ありがとうございます。残りのところも、今のところは順調だという状況でよろしいんですか。

○武藤委員長 澤島施設整備課長。

○澤島施設整備課長 はい、おっしゃるとおりで、順調に進んでいるところです。

○武藤委員長 北原委員。

○北原委員 では、引き続き、最後に購入できるように、そちらのほうをよろしくお願いします。

○武藤委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。山形委員。

○山形委員 議案第94号の土地取得についてですけれども、先ほどから言われていますように、阿字ヶ浦・磯崎・平磯地区に小中一貫校を建設する、そのための用地取得に関する議案です。

小中一貫校建設には反対の立場であり、関連する議案の第94号には反対をせざるを得ません。

反対の理由の1点目ですが、阿字ヶ浦小学校は、平成30年5月1日のデータで、児童数が93名6クラス、中学校では41名3クラスとなっています。小規模校は部活のチームがつかれないなどのデメリットがあるのも事実です。しかし、子どもたちが少ない分、一人一人と向き合った指導、わかる授業が展開できるのも大きなメリットです。

2点目は、阿字ヶ浦土地区画整理事業がこれから本格的に始まろうとしており、23年後には4,200人の定住を計画しています。この地域に子育て世代の定住促進を図ろうとすれば、今ある小中学校を継続することが大変重要です。今でも小中学校の周辺には世帯がふえています。

3点目は、阿字ヶ浦地区は、磯崎・平磯と地域の成り立ちが違います。地域特有の文化が育まれており、その中心となってきた小中学校がなくなれば、コミュニティがなくなると心配する地域の方々が多くいらっしゃいます。子どもたちは学校に行き交う中で、近所の人々と触れ合い、学びながら、地域社会の一員として成長できるものと考えます。

4点目は、磯崎・平磯は、1つの地区としてこれまでも交流のあった地域です。既に中学校は統

合されています。これをさらに小中一貫校にするメリットはどこにあるのでしょうか。全国で展開されている小中一貫校の成果はこれだと聞こえてくるものはありません。ただメリット、成果を上げようとして、教職員は一丸となって、そのために先生方の労働強化を生んでいるというのが一番の問題点です。それが子どもたちへの教育的効果としてどう反映するのか、私は大変疑問であり、心配です。

よって、平磯・磯崎・阿字ヶ浦地区に小中一貫校を建設するための用地取得に関する議案に反対をいたします。

○武藤委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○武藤委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

以上で、議案審査を終了します。執行部は退席されて結構です。

(執行部退席)

○武藤委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議をしたいと思います。

12月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんからご意見などをいただきたいと思います。何かございますか。大内(健)委員。

○大内(健)委員 前回予定されました議案調査が、台風の影響でできなかったという事実がございます。再度その議案調査を実施したほうがよろしいんじゃないかと思っております。

○武藤委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 ないようですので、それでは、案件については統合校の現地調査ということで、前回は暑いというのもありましたので、早く集合して戻ってきてというふうに考えていたんですけども、気候のほうも大分よくなっているので、現地で質疑等を行って進めたいなというふうに思います。

まず日程のほうなんですけど、何かご意見ございますか。北原委員。

○北原委員 正副一任でお願いしたいと思います。

○武藤委員長 正副一任ということでございまして、今ちょっと執行部との調整のほうもしているところなんですけれども、事務局のほうと相談したところで、10月16日、火曜日になるんですが、ここでいかがでございましょう。時間は10時から午前中というふうに考えています。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議ないようですので、次回の所管事務調査は、10月16日(火曜日)10時か

ら。案件については、統合校の現地調査ということで進めたいと思います。また改めて予定のほうは通知で連絡をいたします。

以上で、閉会中の所管事務調査について終了いたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。継続調査申し出書案を配付します。

(資料配付)

○武藤委員長 それでは、閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。益子主幹。

○益子主幹 それでは、閉会中の継続調査申し出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申し出を提出しているところでございます。案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、このような形で本会議最終日に提出させていただきます。

説明は以上でございます。

○武藤委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 異議ありませんので、この案を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○武藤委員長 ないようですので、以上をもちまして、本委員会に付託された案件は全て終了しました。

これをもちまして、文教福祉委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時33分 閉会